【参考】地方創生関連交付金について

	事業 実施年度	交付決定日	計画 事業数	事業費 (一般財源含む)	交付決定額
地方創生先行型 (基礎交付分)	Н27	H27. 3. 24	7	91, 582 千円	50, 567 千円
地方創生先行型 (上乗せ交付分) タイプ I	*****	*****	***	*****	*****
地方創生先行型 (上乗せ交付分) タイプⅡ	Н27	H27. 11. 10	3	11,000 千円	10,000 千円
地方創生加速化交付金 (市単独)	Н28	H28. 3. 29	2	52,856 千円	52,056 千円
地方創生推進交付金 (市単独)	H28∼R2	Н28. 8. 30	1	8,300 千円	4,150 千円
		H29. 4. 1 H29. 5. 31 H29. 11. 7		162, 924 千円	81, 462 千円
		Н30. 4. 1		129, 316 千円	64,658 千円
		Н31. 4. 1		81,294 千円	40,647 千円
		R2. 4. 1		58,970 千円	29, 485 千円
地方創生推進交付金 (市単独)	R2∼R4	R2. 4. 1	1	13, 400 千円	6,700 千円

<備考>

共通事項	・地方版総合戦略に位置付けられた事業が対象				
	・事業ごとに、KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAサイ				
	クルの整備、事後の効果検証及び結果の公表、国への報告が必要				
地方創生先行型 (基礎交付分)	【交付限度額】各市町村に配分あり				
	※地方版総合戦略策定経費相当分として1市町村 1,000 万円				
	※人口や財政力指数等に配慮				
地方創生先行型	【交付限度額】1市町村あたり3,000~5,000万円程度				
(上乗せ交付分) タイプ I	【申請事業数】原則2事業まで(先駆的事業)				
地方創生先行型	【交付限度額】1市町村あたり1,000万円程度				
(上乗せ交付分)タイプⅡ	※平成27年10月30日までに、地方版総合戦略の策定が必要				
地方創生加速化交付金	【交付限度額】1市町村あたり4,000~8,000万円程度				
	【申請事業数】市単独は2事業まで(広域連携は制限なし)				
地方創生推進交付金	【交付限度額】 ①先駆タイプ:2億円(H28は1億円)				
	(1事業あたり) ②横展開タイプ:7,000 万円(H29 は 5,000 万円)				
	【補 助 率】 1/2				
	【申請事業数】 当初:2事業まで(広域連携を含む場合は3事業)				
	(①~③の合計) 改訂:3事業まで(広域連携を含む場合は4事業)				
	※地域再生計画(~5か年度まで)の認定が必要				